伊佐市農業委員会第７回総会議事録

１．開催日時　　令和８年 10 月 28 日（水）　午前９時 00 分から９時 40 分

２．開催場所　　菱刈庁舎３階大会議室

３．出席委員　　（19 人）

会　　長　　13 番委員

委　　員

農業委員

2 番委員
3 番委員
4 番委員
5 番委員
6 番委員
7 番委員
9 番委員
10 番委員
12 番委員

農地利用最適化推進委員

2 番推進委員
4 番推進委員
5 番推進委員
6 番推進委員
8 番推進委員
10 番推進委員
11 番推進委員
12 番推進委員
13 番推進委員

４．欠席委員（8 人）・欠員（１名）

５．議事日程

第１　会議録署名委員の指名　　７番委員　　９番委員

第２　議案第１号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」の処分決定について

６．農業委員会事務局職員

事 務 局 長　　農地振興係長

農地振興係書記　　農地振興係書記

【開始時間　午前９時00分】

事務局長　みなさんおはようございます。
只今より、令和８年度第７回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は10 名です。規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしくお願いします。

議　　長　改めて、おはようございます。
朝夕冷えてきましたけど、皆さん稲刈りの真最中で、本日も何名かの農業委員、推進委員の方がいらっしゃいませんが、仕方ないかなと思います。朝晩冷えてくれば、体調もなかなか、後期高齢者の方がいらっしゃいますし、インフルエンザなども流行っております。自分の体は自分で体調を守っていただいて、日ごろの活動に精力を出していただきたいと思います。
それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、7番農業委員と9番農業委員にお願いいたします。
皆様にお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。
只今より総会を始めます。

―――――――― 諸般報告 ――――――――

議　　長　事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第 18 条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。事務局お願いします。

事　務　局　報告 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、資料の 1 ページになります。基盤法解約が 3 件です。以上で報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

―――――――― 議案第1号 ――――――――

議　　長　議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について議

題といたします。事務局の報告を求めます。

事　務　局　議案第 1 号　農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定について説明いたします。

9 ページの総括表をご覧ください。期間は 2 年から 15 年で面積は 179,948 ㎡で利用権を設定する者の数が 31 人、設定を受ける者の数は 25 人です。土地の詳細につきましては、資料 2 ページから 8 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。

議　　長　事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。

―――――――― 議案第2号 ――――――――

議　　長　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

社会福祉法人と農地所有適格法人について、事務局の説明をお願いします。

事　務　局　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番の譲受人である　社会福祉法人　H　につきましてご説明いたします。

今回の申請につきましては、農地法第3条の許可基準の例外規定に該当するものになります。

詳細については、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人（日本赤十字社等）が、教育実習農場、リハビリテーション農場等その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合とあります。

譲受人である 社会福祉法人 H につきましては、今回申請農地を取得し水稲栽培を行い、園入所者及び通園者にリハビリテーション農場の場として利用するもので、先ほど説明しました許可基準の例外規定に該当するものになります。

続きまして、整理番号8番の譲受人である農地所有適格法人 株式会社 F についてご説明いたします。

法人形態は株式会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。

事業は、農産物の生産及び農作業の受託で、その売上高は過半をこえており、事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は約 250 日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。

代表取締役を含む役員2名は農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。

経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。

以上で説明を終わります。

議　　長　整理番号1番から 10 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後にお願いいたします。

整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る 10 月 26 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 AF さんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は 70 歳です。

譲渡人 HT さんは、神奈川県平塚市田村に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口金波田字道添 690 番で、地目は田、地積は 2,534 ㎡の所有権移転贈与となります。農業従事者は2名で、通作距離は約 10km で、現地は良く管理された田で、経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いします。

議　　長　整理番号2番・3番について、12 番農業委員の報告を求めます。

1　2　番　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理

農業委員	番号2番について、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、私 12 番が報告いたします。 申請人 TS さんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 47 歳です。 譲渡人 TS さんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 97 歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字杉ノ元 1946 番1で、地目は畑、面積は 782 ㎡、所有権移転贈与となります。農業従事者は家族4名で、申請地はふるさと農道のふれあい橋より北に 1.2km に位置し、現況は良く管理された畑地です。通作距離は約1km、10 分で、譲受人は経験も十分で、経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
1 2 番 農業委員	続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番について、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、私 12 番が報告いたします。 申請人 TS さんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 47 歳です。 譲渡人 SI さんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は 79 歳です。 申請地は、伊佐市大口原田字平田 1400 番外 11 筆で、地目は全て田、地積は 8,608 ㎡で、所有権移転売買となります。農業従事者は家族4名で、申請地は忠元公園から南側 580m にあり、現況は良く管理された田で、通作距離は約 1km、10 分です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いします。
議 長	整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番について、去る 10 月 26 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 TK さんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は 69 歳です。 譲渡人 KM さんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は 79 歳です。 申請地は、伊佐市大口大島字長ミトイ 16 番で、地目は畑、地積は 431 ㎡で、所有権移転売買となります。農業従事者は2名で、通作距離は約 10km で、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証

明書その他必要書類が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。

5　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番について、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。
申請人　社会福祉法人H　は、伊佐市大口曽木に所在する社会福祉法人です。
譲渡人　KS　さんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は 92 歳です。
申請地は、伊佐市大口曽木字京田2126番2外6筆で、地目は全て田、地積は 7,333 ㎡の所有権移転売買となります。農業従事者は3名で、通作距離は約2km で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり農機具等はトラクター1台、コンバイン2台、田植え機1台、管理機1台が完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、定款、委任状、その他必要書類が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いします。

議　　長　整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めます。

4　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。
申請人　NY　さんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は 69 歳です。
譲渡人　OH　さんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は 74 歳です。
申請地は、伊佐市菱刈田中字水掻 173 番 3 で、地目は田、地積は 144 ㎡の所有権移転売買となります。農業従事者は1名で、経営意欲はあり農機具等はトラクター等が完備されています。通作距離は約 500mで、現況は良く管理された水田であります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号7番・8番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る10月23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。 譲受人　TT　さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は44歳です。 譲渡人　HI　さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は84歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字高原164番1で、地目は田、地積は3,432㎡の所有権移転売買となります。農業従事者は4名で、通作距離は約3kmで、現地は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
3番 農業委員	続きまして、整理番号8番について報告します。同じく10月23日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。 譲受人　株式会社　F　は、伊佐市菱刈南浦に所在する農地所有適格法人です。 譲渡人　IS　さんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は93歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字岩坪2408番1外2筆で、地目は全て田で、地積は3,451㎡の所有権移転売買となります。農業従事者は6名で、通作距離は約3kmで、現地は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は全て完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号9番・10番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番・10番について、去る10月20日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 整理番号9番について説明します。 申請人　YT　さんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は64歳です。 譲渡人　BK　さんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は92歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字鶴ノ前1482番、地目は田、地積は785㎡と、大口大田字若宮後1575番、地目は畑、地積は291㎡の、所有権移転贈与です。譲受人と譲渡人は親子です。

２　番
農業委員　続きまして整理番号 10 番です。
申請人は整理番号9番と同じ YT さんです。
譲渡人 BR さんは、鹿児島県鹿児島市東谷山に居住する市外住民です。
申請地は、伊佐市大口大田字若宮後 1608 番で、地目は畑、地積は 460 ㎡の所有権移転贈与となります。譲受人と譲渡人は兄弟であるとのことです。
農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から 10 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　賛成多数。よって整理番号1番から 10 番については許可が決定いたしました。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 10 件について、10 件の許可が処分決定いたしました。

―――――――― 議案第3号 ――――――――

議　長　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

３　番
農業委員　議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１番につきまして、去る 10 月 23 日に調査しました。立会につきましては、11 番推進委員、事務局職員N、私３番農業委員の３名で共同調査をしました。
譲受人は、東京都千代田区神田神保町に所在する、一般法人　株式会社

Ｎ　です。
譲渡人は、伊佐市菱刈南浦にお住いの　ＫＫ　さんで、年齢は 81 歳です。
本申請は所有権移転売買です。申請地につきましては、伊佐市菱刈南浦字日ノ丸 1999 番 7、地目は畑、地積は 1,321 ㎡です。農地区分は第２種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は本城小学校から南側約３㎞ にあり、南側は畑、東側は宅地、北側・西側は畑であり、周囲に与える影響はないと判断いたしました。太陽光発電事業でありますけど、事業計画によりますと、パネル設置枚数が 164 枚、パネル設置面積は 431.31 ㎡です。添付書類として、土地の全部事項証明、会社定款、事業計画書、ほか必要な書類が添付されています。
調査の結果におきまして、この申請については、３人の調査員の意見として適切であると判断しました。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い申し上げます。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって整理番号1番については、処分決定いたしました。
議案第3号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。

――――――――――その他 ――――――――――

議　　長　その他、事務局お願いします。

事　務　局　総会資料の最終ページをご覧ください。10 月の月例報告を致します。5 日（月）10 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが、案件なしのため欠席、23 日（金）が現地調査を一斉に行いました。本日 28 日（水）が第7回農業委員会総会です。
11 月の行事予定ですが、5 日（木）11 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、12 日（木）各市農業委員会連絡協議会が枕崎市で開催予定、24

	日（火）が現地調査予定及び姶良・伊佐地区農業委員会連絡協議会全体研修会が霧島市で開催予定、27 日（金）が第 8 回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。
事　務　局	（事務局連絡事項説明）
議　　長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
事 務 局 長	以上で、令和8年度第7回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。 みなさまお疲れさまでした。（解散） 【終了時間　午前9時 40 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会　　長　……会　　長……

伊佐市農業委員　……7　　番……

伊佐市農業委員　……9　　番……